

国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度
(J-クレジット制度) 基本文書の改定案について (概要)

経済産業省
GX推進企画室
令和6年10月21日

1. 改定の対象

- A) 実施要綱 Ver.8.0 (案) [Ver.7.1 を Ver.8.0 に改定]
- B) 実施規程 (プロジェクト実施者向け) Ver.10.2 (案) [Ver.10.1 を Ver.10.2 に改定]
※同規程におけるプログラム型プロジェクトに係る共通属性の廃止に伴う改定の対象
 - B-1) 実施規程 (審査機関向け) Ver.3.1 (案) [Ver.3.0 を Ver.3.1 に改定]
 - B-2) 方法論策定規程 (排出削減・除去プロジェクト用) Ver.4.1 (案) [Ver.4.0 を Ver.4.1 に改定]
 - B-3) 方法論 EN-S-040 (ポルトランドセメント配合量の少ないコンクリートの使用) Ver.4.2 (案) [Ver.4.1 を Ver.4.2 に改定]
 - B-4) 方法論 IN-001 (マグネシウム溶解鑄造用カバーガスの変更) Ver.2.1 (案) [Ver.2.0 を Ver.2.1 に改定]
 - B-5) 方法論 AG-001 (牛・豚・ブロイラーへのアミノ酸バランス改善飼料の給餌) Ver.4.2 (案) [Ver.4.1 を Ver.4.2 に改定]
 - B-6) 方法論 AG-002 (家畜排せつ物管理方法の変更) Ver.2.1 (案) [Ver.2.0 を Ver.2.1 に改定]
 - B-7) 方法論 AG-003 (茶園土壌への硝化抑制剤入り化学肥料又は石灰窒素を含む複合肥料の施肥) Ver.3.1 (案) [Ver.3.0 を Ver.3.1 に改定]
 - B-8) 方法論 AG-004 (バイオ炭の農地施用) Ver.2.2 (案) [Ver.2.1 を Ver.2.2 に改定]
 - B-9) 方法論 AG-005 (水稲栽培における中干し期間の延長) Ver.3.1 (案) [Ver.3.0 を Ver.3.1 に改定]
 - B-10) 方法論 AG-006 (肉用牛へのバイパスアミノ酸の給餌) Ver.1.2 (案) [Ver.1.1 を Ver.1.2 に改定]
 - B-11) 方法論 WA-003 (バイオ潤滑油の使用) Ver.2.1 (案) [Ver.2.0 を Ver.2.1 に改定]
- C) モニタリング・算定規程 (排出削減・除去プロジェクト用) Ver.4.3 (案) [Ver.4.2 を Ver.4.3 に改定]
- D) モニタリング・算定規程 (森林管理プロジェクト用) Ver.3.8 (案) [Ver.3.7 を Ver.3.8 に改定]
- E) 方法論 EN-S-012 (電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車の導入) Ver.4.2 (案) [Ver.4.1 を Ver.4.2 に改定]
- F) 方法論 EN-S-044 (水素燃料電池車の導入 (非再生可能エネルギー由来水素利用)) Ver.2.1 (案) [Ver.2.0 を Ver.2.1 に改定]
- G) 方法論 EN-R-002 (太陽光発電設備の導入) Ver.3.2 (案) [Ver.3.1 を Ver.3.2 に改定]
- H) 方法論 EN-R-011 (水素燃料電池車の導入 (再生可能エネルギー由来水素利用)) Ver.2.1 (案) [Ver.2.1 を Ver.2.2 に改定]
- I) 方法論 FO-001 (森林経営活動) Ver.6.0 (案) [Ver.5.1 を Ver.6.0 に改定]
- J) 方法論 WA-004 (N₂O 分解装置の導入) Ver.1.0 (案) [新規制定]

2. 改定の背景

今般、Jークレジット制度に関連する状況等の動向を踏まえ制度を改善するため、今回意見公募対象とした基本文書について改定・制定の検討がなされ、改定・制定案を作成したところ。

3. 改定の要点

- (1) 「1. 改定の対象」の A、B、B-1 から B-11 における、約款への合意やプロジェクト実施者の明確化
 - プロジェクト実施者が基本文書違反等を起こした際、約款に基づく合意事項の遵守や是正措置の実施を制度管理者が求めることの実効性を担保するため、プロジェクト実施者は約款に合意しなければならないことを明記し、また、日本国内の法律の規定により成立した法人がプロジェクト実施者に含まれていなければならない（プロジェクト実施者が複数存在する場合はその代表者、プログラム型プロジェクトの場合はプログラム型運営・管理者でなければならない）ことを定めた。
 - プログラム型プロジェクトにおいて、日本国内の法律の規定により成立した法人であるプログラム型運営・管理者が取りまとめる削減・吸収活動を実施する団体に関し、(i) 規約等において、団体の構成者がJークレジットの創出やモニタリングに必要な書類を運営・管理者に提出しなければならない旨が定められていること、(ii) 団体の構成者が必要書類の提出を入会届等により同意していること——を要件として明記し、他方、取りまとめる削減・吸収活動全てに共通する所定の属性がなければならないという制限および関係する諸規定を廃止した。
- (2) 「1. 改定の対象」の A、B、D、I における、「主伐後再造林」ルールの改定
 - 主伐後に再造林を実施した場合に標準伐期齢等までの吸収量の認証を受けることができるルールに関し、検証は実質的に過去のデータ及び情報に関するステートメントを評価するものと定めた ISO 14064-3:2019 に基づいた検証を審査機関が行えないとして、Jークレジットの審査機関の認定を行う公益財団法人日本適合性認定協会より改定を求める申し入れがあったことを受け、上記のルールは廃止し、登録済みプロジェクトにおいても上記ルールを適用した吸収量は方法論 FO-001 の改定発効後は算定できないとした。
 - 他方で、森林経営計画において主伐の翌々年度までに再造林を予定している林分は「プロジェクト計画の登録を行う森林」から除外することができる（従ってプロジェクト実施後排出量は計上しなくてよい）こととし、当該主伐に伴う排出量は別途、主伐地に再造林した林分の標準伐期齢等に相当する炭素蓄積量、および当該主伐に由来する材から作られた木材製品の永続的な利用に伴う吸収量を控除した上で(控除後の排出量を「実質的な排出量」とする)、補填する義務をプロジェクト実施者に課した。
- (3) 「1. 改定の対象」の C、G における、日本電気工業会の新たなガイドラインに則ったモニタリング方法の追加
 - 一般社団法人日本電機工業会より、マルチ入力 PCS における電力量 (PV 由来、系統由来、その他) の由来を按分する計算方法のガイドライン（これに基づく計量値は特定計量制度で利用することが認められる）が発行されたことを受け、同ガイドラインに則ったモニタリング

方法を、「電力計による計測」のバリエーションとして追加した。

- (4) 「1. 改定の対象」の E、F、H における、重量車用の燃費試験法（モード）の使用容認
- プロジェクト実施前後の車両のエネルギー消費効率（モード）は WLTC モード（または JC08 モードもしくは 10・15 モード）で計測された値とすることが定められているが、これらのモードは乗用車用のものであり、バス、トラック等の重量車には適用されないため、方法論の実質的な対象を重量車にまで拡大するため、重量車用の JH25 モード（または JH15 モード）を用いることも可とした。
 - 乗用車でなく重量車の場合、更新により車両の機能や使用実態が著しく変わることも考えられ、そうした場合は更新前車両をベースライン車両とすることが不適切となる可能性がある（例えば、車両更新により乗車人数や最大積載量が著しく減れば、車両の EV 化等だけでなく小型化・軽量化による排出削減を評価してしまうことになる）ので、「更新前と更新後で得られる機能（例：乗車想定人数、最大積載量など）と使用実態が著しく異なる等、自動車を更新するプロジェクトとして扱うことの合理性が示せない場合」は、自動車を更新するプロジェクトではなく新規導入するプロジェクト（ベースライン車両のエネルギー消費効率は原則としてトップランナー規準に拠り設定）としなくてはならないこととした。
- (5) 「1. 改定の対象」の J の方法論（N₂O 分解装置の導入）の新規制定
- 下水処理場や産業排水処理施設等に N₂O を分解する装置を導入することで、N₂O ガスの大気放出量を低減させる排出削減活動を対象とする方法論を新規制定した。
 - N₂O の分解方式には触媒、プラズマ、光化学反応など様々なものがあるが、方式毎の効率や環境負荷の差異は付随的排出量（分解装置の利用に伴うエネルギー使用に係る排出量）に反映されるため、方法論の対象となる分解方式は限定しなかった。
 - プロジェクト実施前後で廃棄物の処理方法が変更され、元々の N₂O 発生量が増えた場合、分解した N₂O の全量を認証対象とするとクレジットの過大発行となるので、GHG インベントリが設定する区分を越えて処理方法が変更され N₂O 排出係数が大きくなった場合は、変更前後の排出係数の比により、プロジェクト実施後の分解装置における N₂O ガスの処理量を補正することとした。

4. 施行日

- 「1. 改定の対象」の A～J について、令和 6 年 11 月中旬の施行を予定。

以上